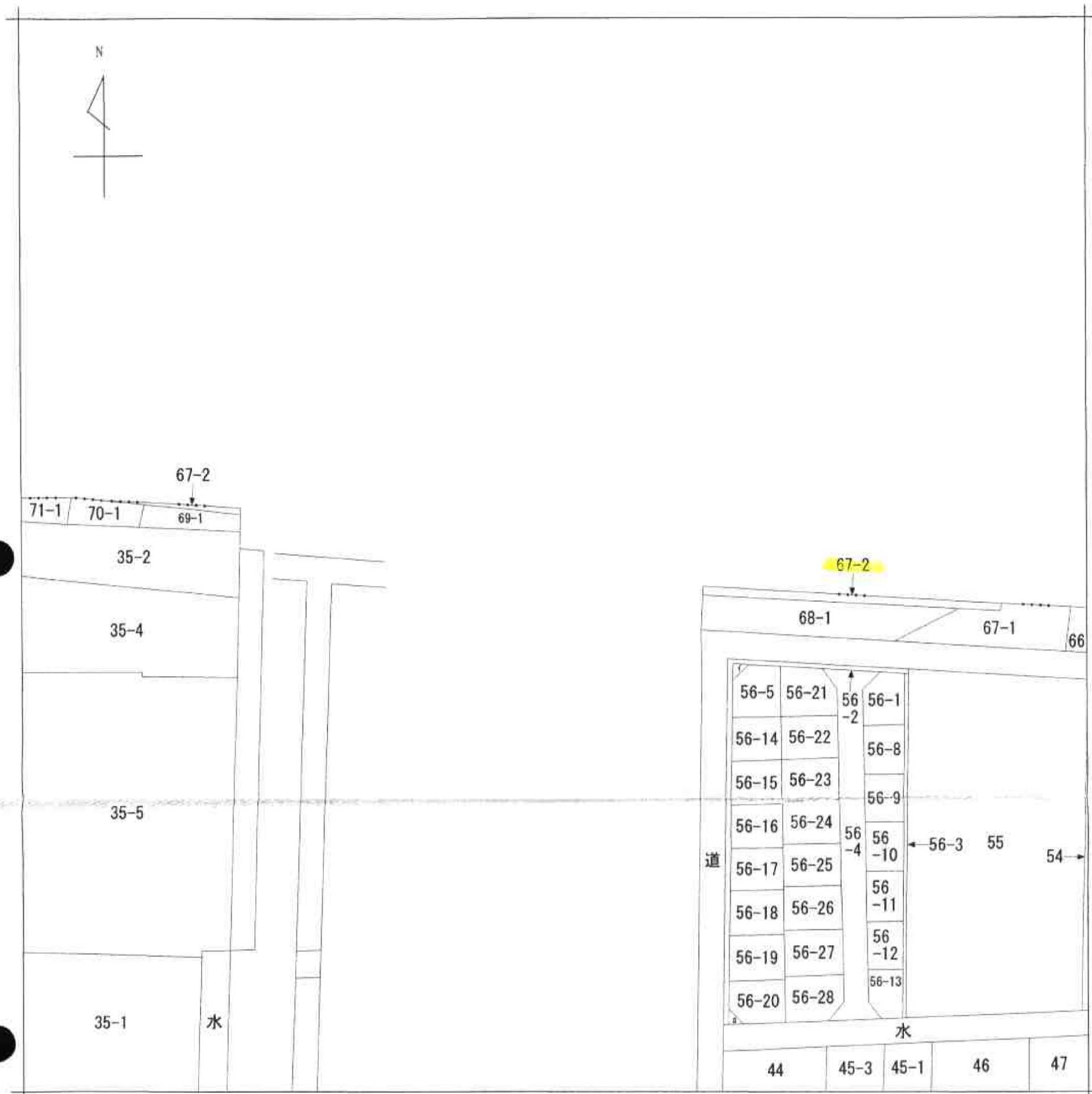


公用



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



A 三津屋北 2丁目

請求部	所在	大阪市淀川区三津屋北二丁目		地番	67番2	
出力縮尺	縮尺不明	精度区分		座標系番号又は記号	分類	地図に準ずる図面
作成年月日			備付年月日(原図)		補記事項	
種類 旧土地台帳附属地図						

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

平成23年11月28日
大阪法務局北出張所
登記官

申請番号：59-1
(1/1)

(8 枚目)

A 4判に縮小